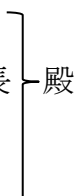


# 農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱

令和4年4月1日付け3農振第2823号  
最終改正 令和8年4月7日付け7農振第2947号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事



農林水産事務次官

## 第1 目的

農地保全に係る海岸メンテナンス事業（以下「本事業」という。）は、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良及び更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備（以下「老朽化対策等」という。）を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命及び資産の防護を図るとともに、現場ニーズにあった維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

### (1) 長寿命化計画の策定又は変更

次に掲げるものを対象とする。

ア 海岸保全施設の機能診断

イ 海岸保全施設の長寿命化計画の策定又は変更

### (2) 老朽化対策等

次に掲げる海岸保全施設の老朽化対策等を対象とする。なお、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去に係るものを含むものとする。

ア 海岸保全施設の老朽化等調査

イ アの調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定

ウ イの老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

## 第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

## 第4 事業計画

### 1 海岸メンテナンス事業計画の作成

本事業を実施しようとする事業主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める海岸メンテナンス事業計画（以下「事業計画」という。）を作成する

ものとする。

## 2 事業計画の内容

(1) 事業主体は、長寿命化計画の策定又は変更を実施しようとするときは、次に掲げる事項について事業計画に定めるものとする。

- ア 事業の概要
- イ 農地の状況
- ウ 計画の内訳
- エ その他参考となる事項

(2) 事業主体は、老朽化対策等を実施しようとするときは、次に掲げる事項を事業計画に定めるものとする。この場合において、事業計画に定める事業実施期間は、事業着手から原則としておおむね5年以内（大規模施設（施設ごとの老朽化対策等に係る事業費が4億円以上の水門・樋門、陸閘、排水機場等をいう。）に係る老朽化対策等にあつては、おおむね10年以内）とする。

- ア 海岸の概要
- イ 施設管理の現状
- ウ 老朽化等の状況
- エ 老朽化対策等の基本的な考え方
- オ 事業の概要
- カ 農地の状況
- キ 計画の内訳（事業実施期間を含む。）
- ク 新技術等の導入検討
- ケ 成果目標
- コ その他参考となる事項

## 3 事業計画の協議

事業主体は、1の規定に基づき作成された事業計画を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に協議するものとする。

## 4 事業計画の同意

- (1) 地方農政局長等は、3の規定に基づく事業計画の協議があつたときは、内容を審査の上、事業を実施すべきものと認めるときは、事業主体に対し同意の旨の通知をするものとする。
- (2) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

## 5 事業計画の変更

- (1) 事業主体は、地方農政局長等の同意を得た事業計画を変更しようとするときは、3の手續に準じて行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、4の(1)の手續きに準じて事業計画の同意を行うものとする。
- (3) 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、(2)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

## 第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理を所掌することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであつて、以下の

- (1) 又は(2)の要件を満たすものとする。
- (1) 長寿命化計画を策定又は変更する場合は、以下のア及びイの要件を全て満たすものとする。
- ア 気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること。
  - イ 水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されるものであること。
- (2) 老朽化対策等を実施する場合は、以下のアからオまでの要件を全て満たすものとする。
- ただし、海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等の老朽化対策等を実施する場合は、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設のみを対象とするものとする。
- ア 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
  - イ 維持管理費用の見通し、コスト縮減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
  - ウ 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
  - エ 第4に規定する事業計画が作成されており、地方農政局長等の同意を得ていること。
  - オ 第4に規定する事業計画における老朽化対策等の総事業費が次に掲げるとおりであること。
    - (ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上
    - (イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上

## 第6 事業の実施

事業主体は、第4の4の同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

## 第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において事業主体に対して補助金を交付するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱及び事業は、廃止する。
  - (1) 農地海岸に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2956号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱」という。)
  - (2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱の一部改正について(令和4年4月1日付け3農振第

2378号農林水産事務次官依命通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のエの(ア)a海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)(以下「旧海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)」という。)

(経過措置)

- 3 旧海岸保全施設整備事業(海岸堤防等老朽化対策)実施地区については、この要綱の第5の(2)のオの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱の第4に基づき定めた大規模海岸保全施設改良事業計画は、この要綱の第4の規定に基づいてしたものとみなす。
- 5 旧大規模海岸保全施設改良事業実施要綱に基づいて実施している事業については、この要綱の第5の(2)のイの規定のうち、新技術等の導入検討に係る部分にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づいて実施している事業については、この通知による改正後の要綱第5の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。